

社会福祉法人葉山町社会福祉協議会 孤立を防ぐみまもり事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人葉山町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が地域の見守り活動を支援し、地域からの孤立予防と日常の見守りを促進するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(事業の趣旨)

第2条 町内会・自治会等の地域活動団体が、見守りや支援の必要な方およびその世帯に日用品などを配布することで、訪問するきっかけをつくり、日常的な見守りと、顔の見える関係が構築できる地域づくりを進め、必要に応じて適切な関係機関等に情報提供する仕組みづくりをする。

(対象者)

第3条 対象者は次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高齢や障害等により、外出する機会が少なく地域との交流がない者
- (2) その他、対象団体が見守り等を必要とする者

(対象団体)

第4条 対象となる団体は次のいずれかに該当する団体等とする。

- (1) 葉山町内の町内会・自治会および民生委員児童委員
- (2) その他本会会長が認めた団体

(配布品)

第5条 配布品は各団体による判断で必要な物品を配布することができる。

- 2 配布品を本会で購入し、各団体に給付することができる。
- 3 配布品を各団体で購入し、その費用を本会に見積・請求することができる。

(申請及び決定)

第6条 希望する団体は、本会会長に申請書を提出し、本会会長は、その内容を調査し、認否について申請者に通知する。

(給付品の配布)

第7条 前条による決定を受けた団体は対象者やその世帯を訪問し、給付品等を配布するとともに、生活状況などを把握し、できる限り孤立を防ぐよう見守るものとする。

(常時見守り等を必要とする者の把握と情報提供)

第8条 団体は福祉サービスなどを利用していないが、常時見守り等が必要とされる者を把握した場合は、その者に対して同意を得て、名簿を本会へ提出する。

2 本会はその名簿を確認し、団体からその把握内容を聞取り、適切なサービスや関係機関へ繋ぐなど迅速な処置をとり、団体と連携して見守りの強化を図る。

(委任)

第9条 この要綱の定めによるもののほか、必要な事項は本会会長が別に定める。

附 則

この要綱は令和4年10月1日から施行する。